

# 製造工程省力化等支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、製造工程省力化等支援事業を下記のとおり募集いたします。

## 記

### 1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

#### (1) 事業内容

人口減少、労働力人口の減少により県内製造業の現場では、人手不足が大きな問題となっています。

そのため、県内製造業が実施する、A I や I o T 等を活用した生産設備の導入などによって製造工程の省力化を図る取り組みを支援の対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

#### (2) 実施期間

交付決定日から1年以内

※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）を行います。（「5 スケジュール（予定）」をご覧ください。）

#### (3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業に対して補助金を交付します。

### 2 対象者（補助金の交付先）

石川県内に製造拠点を有する中小企業者であること。

ただし、省力化設備の導入を県内の事業所にて行うこと。

※本事業における中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むものとしします。

### 3 補助金額及び補助対象経費

#### (1) 補助金額

6,000千円以内（ただし、補助対象経費の1/2以内）

#### (2) 対象となる経費（補助対象経費）

項目	内容
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費 ※ソフトウェアも対象になります。
材料・消耗品費	試作品材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
技術指導費	省力化設備の効率的な活用方法等について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等

### 4 応募方法

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、

#### ①「事業計画書（別添様式）」

必ず別紙1～5を添付してください。

#### ②「申請者の決算書（直近2カ年分）」を提出してください。

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

（個人事業主の方は②の代わりに直近2カ年分の確定申告書の写しを提出してください。）

※必要書類が揃っていない場合は申請書を受け取ることができませんのでよくご確認の上ご提出ください。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jisedaifund-seizou.html>

#### (1) 募集期間

2019年4月15日（月）から2019年5月31日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

#### (2) 提出部数

1部

### (3) 提出先及び問い合わせ先

(公財) 石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部 (担当: 牧野、石田、競)  
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F  
TEL: 076-267-6291 FAX: 076-268-1322

### (4) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

#### ①審査方法 (予定)

提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

#### ②審査基準

- ア) 申請内容が社会環境や顧客ニーズ等を的確に踏まえているか
- イ) 課題が明確か、目標に合っているか
- ウ) 課題の解決方法が明確・妥当か
- エ) 省力化の効果や費用対効果が高いか
- オ) 課題の解決にあたり、AI・IoTを効果的に活用しているか

## 5 スケジュール (予定)

	時 期
審 査	6月上旬～7月下旬
採択・事業開始	8月中

### ●【例示】「2019年8月1日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ

- ・事業実施期間は、最長で2019年8月1日から2020年7月31日までの1年間 (交付決定日から1年間) となります。

※補助金交付決定日は採択時にお知らせします。

- ・補助金の交付手続きは年度毎に行います (年度をまたぐ場合、2回手続きが必要です)。

年度	手続き	日 付	実 施 内 容
2019 年度	(1回目)	2019.8.1	①交付申請→②交付決定 (事業開始)
		2020.3.31	③実績・進捗報告→④補助金交付 (事業終了)
2020 年度	(2回目)	2020.4.1	①交付申請→②交付決定
		2020.7.31	③実績・成果報告→④補助金交付

最長1年間

## 6 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

### (1) 報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書の提出を求めることがあります。

### (2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### (3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

### (4) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

### (5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。